

ご本人さま確認書類（現住居の記載のあるものに限ります）

いずれか1点で本人確認書類と認められるもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの） ・在留カード・特別永住者証明書*1 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保険福祉手帳 ・療育手帳 ・戦傷病者手帳 ・住民基本台帳カード（顔写真入り） ・マイナンバーカード ・官公庁から発行・発給された書類（顔写真入り）*2 <p>（*1）外国人登録証明書は一定期間「在留カード」または「特別永住者証明書」とみなされます。</p> <p>（*2）ご本人さまから提示された場合に限ります。</p>	

以下のいずれか2種類の原本のご提示（うち1種類は必ずA群に該当する必要があります）で本人確認書類と認められるもの	
A 群	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健康保険証 ・各種共済組合の組合員証・加入者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・各種年金手帳 ・各種児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・母子健康手帳 ・印鑑登録証明書（当該実印をお取引に使用する場合）
B 群	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・住民票の記載事項証明書 ・戸籍の謄本または抄本（戸籍の付票の写しが添付されているものに限ります） ・印鑑登録証明書（当該実印をお取引に使用しない場合） ・官公庁より発行・発給された書類（顔写真のないもの）*1 <p>（*1）マイナンバー制度の「通知カード」は本人確認書類としてお取り扱いできません。</p>